

火災予防上の命令を受けている対象物一覧

【令和2年9月7日更新】

1	
防火対象物の所在地	能代市畠町8番11号
防火対象物の名称	有限会社グランドファミリー家具のたなか
命令を受けた者の氏名	有限会社グランドファミリー家具のたなか 取締役 田中省平
根拠法令	消防法第17条の4第1項
命令事項	1 令和元年9月10日までに、防火対象物全体に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置すること。 2 令和元年9月10日までに、自動火災報知設備を技術上の基準に適合するよう改修すること。
命令年月日	令和元年5月13日
管轄消防署	能代消防署 ※消防本部消防長による命令

2	
防火対象物の所在地	能代市出戸本町12番42号
防火対象物の名称	株式会社ハカマタ
命令を受けた者の氏名	小倉直樹
根拠法令	消防法第17条の4第1項
命令事項	令和元年11月1日までに、防火対象物全体に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置すること。
命令年月日	令和元年8月1日
管轄消防署	能代消防署 ※消防本部消防長による命令

3	
防火対象物の所在地	能代市追分町2番10号
防火対象物の名称	株式会社アベ商店
命令を受けた者の氏名	株式会社アベ商店 代表取締役 安部正則 株式会社アベ商店 代表取締役 安部誠市
根拠法令	消防法第17条の4第1項
命令事項	1 令和3年2月8日までに、自動火災報知設備を技術上の基準に適合するよう改修すること。 2 令和3年2月8日までに、南側倉庫及び渡り廊下部分に自動火災報知設備を技術上の基準に従って設置すること。
命令年月日	令和2年9月7日
管轄消防署	能代消防署

※命令事項が履行されるまでの間、情報提供を行います。